

児童にプロ解決法助言

悪口をどうしてやめさせる

掃除しない子にさせるには

法律やルールに基づいたものの見方を養う「法教育」を実践しようと、さいたま市見沼区の市立蓮沼小学校(928人)で14日、弁護士が講師役となる授業があった。埼玉弁護士会が初めて協力し、弁護士7人が参加。子どもたちは「法のプロ」から、トラブルの解決方法などを学んだ。

弁護士7人、さいたままで授業

「悪口をやめさせるにはどうしたらいい?」「悪口の理由を聞いた後、逆に良いところを言うてあげたりする」授業では、6年生の5、6人がグループになり、身の回りのトラブルをどう解決するかを話し合った。各グループには、それぞれ弁護士が輪に入り助言をする。

「掃除しない子をさせるには」「シャープペンシル禁止の規則を変えるには」など、設定した課題はさまざま。子どもたちは他人の意見を聞きながら、自分なりの解決策を発表し合った。法教育は、司法制度のみならず、ルールや公平性に基づいて問題を解決する力を養うのが目的。裁判員制度の導入などをきっかけに近年、その重要性が高まりつつある。講師の7人は、同会法



教育プロジェクトチーム

のメンバーら。同会が講演以外で学校の授業に出向くのは初めてという。今回の弁護士会との連携も、プロジェクトチームに加わる今村信哉校長の肝いりで実現。7人の弁護士が一度に参加する

のは、全国でも珍しい取り組みで、何度も打ち合わせを重ねたという。「今の子どもは、少子化で周囲と相談できる環境が少ない。現実の問題に折り合いをつけられる力は重要だ」と今村校長は強調する。授業の最後で感想を聞かれた子どもたちは、「話し合えば解決策を出せるのが良かった」などと話し、得られたものはあったようだ。参加した島田浩孝弁護士は「初めてで戸惑いもあったが、小さい時から法の理念を理解してもらえれば」と話していた。弁護士を交えて話し合う子どもたち「さいたま市見沼区の蓮沼小で